

伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針

伊丹市教育委員会

目 次

<u>I 策定の根拠</u>	1
<u>II 基本姿勢</u>	2
1 基本的な方向性	2
2 基本的な考え方	2
(1) いじめの定義	2
(2) いじめの防止[発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）]	3
(3) いじめの早期発見[課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）]	5
(4) いじめへの対処[困難課題対応的生徒指導]	5
(5) 関係機関等との連携	6
<u>III 対策の内容</u>	7
1 組織の設置	7
(1) 伊丹市いじめ問題対策連絡協議会	7
① 設置	
② 構成員	
③ 機能	
(2) 伊丹市いじめ防止等対策審議会	7
① 設置	
② 構成員	
③ 機能	
(3) 伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会	7
① 設置	
② 構成員	
③ 機能	
2 教育委員会が実施する施策	8
(1) いじめの防止[発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）]	8
① 道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進	
② 児童生徒の主体的な活動の推進	
③ 教員の資質能力の向上	
④ 広報・啓発活動	
⑤ 家庭への支援	
(2) いじめの早期発見[課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）]	9
① 実態把握の取組	

②	いじめに関する通報及び相談を受けるための体制の周知	
③	教員の資質能力の向上	
(3)	いじめへの対処[困難課題対応的生徒指導]	10
①	スクールカウンセラー等による相談体制の整備	
②	問題解決への支援体制の整備	
③	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	
(4)	ソーシャルメディア利用によるいじめへの対応	10
①	ソーシャルメディア利用によるいじめへの対応	
②	ソーシャルメディア利用によるいじめの防止と啓発活動	
(5)	連携の強化	11
①	学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制構築	
②	関係機関等との連携	
③	学校相互間・教育委員会の連携	
(6)	教職員が児童生徒と接する時間の確保	11
(7)	特別な支援を要する児童生徒に対する配慮	11
①	障害についての全市的な理解の促進	
②	教職員の理解の促進と、適切な指導と支援を充実するための取組	
③	相談機能の充実	
(8)	学校及び教員の評価	12
①	学校評価の留意点	
②	教員評価の留意点	
(9)	その他の措置	13
3	学校及び就学前施設が実施すべき施策	13
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	13
①	意義	
②	手続き	
③	内容	
④	取扱	
(2)	いじめ防止等のための組織の設置	14
①	設置	
②	構成員	
③	役割	
(3)	教職員研修	14
①	意義	
②	内容	
③	実施上の留意事項	

(4)	就学前教育・保育	15
①	意義	
②	取組	
(5)	校種間の連携と接続	16
①	就学前施設と小学校の連携と接続	
②	小学校と中学校の連携と接続	
(6)	いじめの防止[発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）]	16
①	意義	
②	道徳教育の充実	
③	人権教育の充実	
④	わかる授業づくり	
⑤	ことばを大切にする教育の推進	
⑥	自己肯定感の育成	
⑦	豊かな体験活動を通した心の教育の充実	
⑧	規範意識を身につけ、自己指導能力を持つ児童生徒集団の育成	
⑨	部活動における指導の充実	
(7)	いじめの早期発見[課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）]	19
①	意義	
②	児童生徒理解	
③	信頼関係の構築	
④	相談機能の充実	
⑤	家庭や地域との連携	
⑥	校外相談機関との連携	
(8)	いじめへの対処[困難課題対応的生徒指導]	22
①	意義	
②	実態把握	
③	被害児童生徒と保護者への支援	
④	加害児童生徒への指導及び保護者への助言	
⑤	周囲の児童生徒への指導	
⑥	いじめの解消と継続した指導の必要性	
(9)	特別な支援を要する児童生徒への配慮	25
①	意義	
②	障害についての教職員の理解の促進と、適切な指導と支援の充実	
③	周囲の児童生徒の理解の促進	
④	学校や地域における見守り体制づくり	

(10) ソーシャルメディア利用によるいじめへの対応	25
① 意義	
② いじめの防止[発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）]	
③ いじめの早期発見[課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）]	
④ いじめへの対処[困難課題対応的生徒指導]	
IV 重大事態への対処	27
1 重大事態とは何か	27
2 いじめ重大事態に対する平時からの備え	27
(1) 学校における平時からの備え	27
(2) 教育委員会における平時からの備え	28
3 教育委員会または学校による調査	29
(1) 重大事態の報告	29
(2) 調査の趣旨及び調査主体	29
(3) 調査を行うための組織	29
① 判断	
② 学校が主体となる場合	
③ 教育委員会が主体となる場合	
(4) 事実関係を明確にするための調査の実施	29
① 調査開始前の事前説明	
② 対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合	
③ 対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	
(5) その他の留意事項	31
4 調査結果の提供及び報告	31
(1) 対象児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に 提供する責任	31
(2) 調査結果の報告	32
(3) 調査報告書の公表	32
5 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
(1) 再調査の趣旨及び調査主体について	
(2) 伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会（再掲）	32
① 設置	33
② 構成員	
③ 機能	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	33
V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	34

I 策定の根拠

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

伊丹市は、平成 18 年度に、「いじめ緊急アピール ―かけがえのない命を大切に―」を発表し、「子どもたちへ、先生方へ、保護者の皆さんへ、子どもたちを支える全ての皆さんへ」と語りかけ、「命の大切さ」について呼びかけてきた。

教育の目的が将来の伊丹市及び社会を担う人材の育成であることから、学校におけるいじめの問題の克服に向けた取組は、全ての市民の心が温かく通い合う社会の育成を目指して推進する必要がある。

以上のような考え方とこれまでの経緯を踏まえ、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「伊丹市基本方針」という。）を策定する。

Ⅱ 基本姿勢

1 基本的な方向性

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとともに、人権に関わる問題であり、絶対に許されるものではないという認識の下、「しない、させない、許さない」という姿勢を、学校の内外を問わず、子どもと子どもに関わる全ての大人が共有し、市民総がかりで取り組むべきである。

また、いじめの問題の克服への取組は、全ての子どもにとって開かれた、安心・安全で充実した学びを提供できる学校づくりを目指して行われるべきものである。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と同じ学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、対象児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、対象児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、対象児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときの対象児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等対象児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、対象児童生徒との何らかの人間関係が認められる場合を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所（インターネット、ソーシャルメディア等を含む）で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の

感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、対象児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、対象児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに関係児童生徒が、謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ伝え、情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察への相談が必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や対象児童生徒及びその保護者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの防止[発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）]

いじめの防止の基本は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することであり、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進め、いじめを生まない土壌をつくることである。

そのため、居場所づくりや絆づくりを重要課題として学校づくりを進めることにより、全ての児童生徒に自覚や自信が生まれ、主体的に児童生徒が互いを認め合える人間関係や学校風土づくりを行えるようにする。

特に日々の授業においては、全ての児童生徒が参加し活躍できるよう、わかる授業づくりを進めることが求められる。

道徳や特別活動のみならず、学校内外のあらゆる活動の機会を通して、児童生徒の規範意識^{*1}と自己肯定感^{*2}を醸成し、互いを思いやる豊かな心を育てる必要がある。また、発達段階に応じて法に関する教育を行うことが重要である。さらに、いじめの加害の背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。

加えて、教職員の不適切な認識や態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることが決してないようにしなければならない。

そのような学校風土づくりや学校内外における児童生徒への関わりは、学校だけで行われているものではなく、家庭、地域、関係機関等の連携が重要である。

そのために、学校及び教育委員会は、学校運営協議会^{*3}や学校支援地域本部^{*4}、PTA、地域の団体等との積極的な連携に努めることが重要である。

なお、各学校においては、学校運営の基本的な方針に示されているいじめ防止等の取組について、学校運営協議会の承認を受けることが必要である。

そして、家庭においては、子どもの

- ・ 他人を思いやる心を育む
 - ・ 命やものを大切にする心を育む
 - ・ 基本的な生活習慣や生活態度を身につけさせる
 - ・ 善悪の判断力を身につけさせる
 - ・ 社会生活に必要なルールやマナーを身につけさせるなど育むことが大切である。
- あわせて、地域総がかりで、子どもを見守ることが求められる。

***1 規範意識**

道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識のこと。

***2 自己肯定感**

自分で自分の存在価値を認める感情（自分のことを大切な存在だと思える感情）のこと。

***3 学校運営協議会**

地域との緊密な連携を図り、外部から意見を求めるなど、公立学校の運営や教育のあり方に地域住民など第三者の意向を反映させる目的で設置される協議会のこと。学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールという。

***4 学校支援地域本部**

学校支援を目的とした地域組織のこと。授業の補助等の学習支援活動、図書の整理や読み聞かせ、花壇の整備等の校内の環境整備、登下校時等における子どもの安全確保、学校行事の運営支援など各自治体によって様々な取組を実施している。伊丹市では小学校・中学校・特別支援学校での図書活動や花壇・植栽の手入れ等の支援を行うとともに、学習支援の取組みを実施している。

(3) いじめの早期発見[課題予防的生徒指導(課題早期発見対応)]

いじめの早期発見とは、児童生徒の表情や言動、出欠や遅刻の状況等の小さな変化や発するサインに気づき、気づいた情報を確実かつ迅速に共有することである。

いじめは、周囲からの目につきにくい場所(インターネット上を含む)や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても見逃さず、(対象となった児童生徒に寄り添い)いじめではないかとの視点で、早い段階からの確に関わり、積極的にいじめを認知することが必要である。

そのため、いじめの早期発見の取組は、教職員の意識の向上や児童生徒の実態を把握する感性を磨くこと、児童生徒やその保護者との信頼関係の上に成り立つものであることを自覚する。

さらに、いじめの早期発見のためには、学校内における生徒指導体制や教育相談体制の充実とともに、風通しの良い、豊かな人間的な交流のある職員室の風土や互いに高め合い磨き合う職員間の人間関係の構築が重要である。また、対象児童生徒が自ら大人に伝える力や、周りの児童生徒が気づき大人に伝える力を身につけさせることも大切である。

いじめの早期発見の手法としては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、日常的に児童生徒と教職員の間で交わされる連絡帳や日記、ノート等の活用とともに、スクールカウンセラーとの連携や電話相談窓口の周知等が挙げられる。アンケート調査の実施にあたっては、「いじめ」の定義を児童生徒と共有するとともに、落ち着いた環境下で実施することはもとより、回答時間、回収方法等についても配慮を行うこと。また、全校集会等において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを児童生徒に紹介したり、学校通信等により、保護者にも周知したりするなどして、広く利用を呼びかけること。

いじめは、大人に見えないところで行われるので、実際の発生件数の一部のみが認知されている可能性が高く、いじめの早期発見の取組の充実に伴い、認知件数が増加するものであることに留意する必要がある。

(4) いじめへの対処[困難課題対応的生徒指導]

いじめ対応マニュアル(兵庫県教育委員会平成29年8月改訂版)に基づく、いじめを認知した場合の対応について日ごろから教職員が共通理解をしておく。

また、いじめの問題への対応を個々の教職員が抱え込むことがあってはならない。そのため、法第22条に基づく、学校に設置されるいじめ防止等の対策のための組織により、全校的な体制を構築する。

さらに、学校は、いじめを認知した場合は、その事実関係の調査、対象児童生徒のケア、関係児童生徒の抱える問題の把握など、いじめの背景にも目を向け、関係児童生徒への状況に応じた適切な教育的指導、成長支援等を教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に行い、事案の解決にあたる。

そのために、学校は教育委員会や家庭への連絡及び相談、事案に応じた関係機関等との連携を進める。

同時に、学校及び教育委員会は、再発を防止するための取組を計画的に実施する。

(5) 関係機関等との連携

いじめの防止等の取組については、学校における教育活動に関係機関等の専門的知見を積極的に活用することが望まれる。

また、いじめを認知した場合に、学校及び教育委員会は、いじめの関係児童生徒やその保護者への対処にあたって、状況に応じて必要な関係機関との連携を積極的に図る。

教育委員会は、日常的に関係機関の機能等について教職員に周知し、適切な連携が図れるようにする。(平成 29 年 3 月 29 日に「教育委員会及び学校と警察の相互連携にかかる協定」を兵庫県警本部との間で締結)

学校及び行政機関は、伊丹市いじめ問題対策連絡協議会や伊丹市いじめ防止等対策審議会における協議を通じて、関係機関との円滑な連携のあり方を検討する。

III 対策の内容

1 組織の設置

(1) 伊丹市いじめ問題対策連絡協議会

① 設置

法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等の取組について、連絡調整を行うため、伊丹市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

② 構成員

関係行政機関の職員、関係団体を代表する者等で構成する。

③ 機能

関係行政機関及び関係団体が、いじめの防止等の取組等について連絡調整を行う。

また、学校におけるいじめの防止等の取組が有効に機能するよう、教育委員会や伊丹市いじめ防止等対策審議会と円滑な連携を図る。

(2) 伊丹市いじめ防止等対策審議会

① 設置

法第 14 条第 3 項の規定に基づき、伊丹市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に伊丹市いじめ防止等対策審議会（以下「対策審議会」という。）を設置する。

② 構成員

弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、関係団体を代表する者、学校関係者、伊丹市の職員、関係行政機関の職員等で構成する。

③ 機能

教育委員会と連絡協議会との円滑な連携の下に、伊丹市基本方針に基づく伊丹市におけるいじめ防止等の対策を実効的に行い、進捗状況や課題の有無の確認、基本方針の見直しを行う。また、法第 28 条第 1 項による調査を行う。

(3) 伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会

① 設置

重大事態に係る学校あるいは対策審議会の調査結果について調査が必要であると認めるとき、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、市長は伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

② 構成員

弁護士や臨床心理士のほか、教育や人権等の専門家その他いじめに関する調

査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、調査の公平性・中立性が図られると認める者で構成する。

③ 機能

調査委員会は、市長の諮問に応じて、重大事態に係る学校あるいは対策審議会の調査結果の妥当性等の調査を行った上で、意見を述べるものとする。

2 教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止[発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）]

① 道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進

いじめはいじめを受けた児童生徒の人権を踏みにじる行為であり、人間として絶対に許されないものであることを学校の教育活動全体を通して子どもたちに理解させる。

特に、児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。

また、人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るため、発達段階に応じた人権教育の取組の充実を図る。

さらに、児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話、創作、ボランティア活動、表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。

また、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

加えて、心の通う人間関係の構築にあたっては、コミュニケーション能力や相手の気持ちに立って考える想像力も重要であることを鑑み、全ての教科、特別活動、道徳の時間等を通じて言語活動の充実に努める。

② 児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒による自発的、自治的な活動においていじめの防止を訴え、解決できるような取組を進めることの重要性から、児童会や生徒会活動の活性化を図る。

学校及び教育委員会は、児童生徒が学級や学校生活上の諸問題を自ら積極的に見だし、自主的に解決できるようにするために、一人ひとりの思いや願いを生かし、話し合いを繰り返す過程で、集団の中における望ましい人間関係の在り方や実践的な態度を身につけさせるように、児童会や生徒会をはじめとする児童生徒の主体的な活動の充実に努める。さらに、毎年1回いじめ防止フォーラムを実施し、児童生徒の意識を高める。

③ 教員の資質能力の向上

教育委員会は、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」をはじめ、「いじめ対応マニュアル」や「生徒指導提要」（令和４年１２月文部科学省）、「いじめの問題等に関する生徒指導対応事例集」（伊丹市生徒指導連絡協議会）等を活用した校内研修の実施を促す。

さらに、総合教育センターにおいてはライフスキル教育等に係る教職員研修初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、生徒指導担当者研修の中で、いじめ防止対策推進法の理解を深める研修を実施するなど、いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

④ 広報・啓発活動

児童生徒及びその保護者並びに地域住民、教職員に対して、「伊丹市いじめ対策リーフレット」「伊丹市ネットいじめ対応マニュアル」等を通じて、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための広報・啓発及び相談窓口の周知に努める。

さらに、毎年７月を「伊丹市いじめについて考える月間」として、啓発活動を行う。

⑤ 家庭への支援

保護者が、児童生徒の規範意識の醸成等、法に規定された責務を踏まえた指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置、社会福祉の視点からスクールソーシャルワーカー^{*5}の派遣等の支援を必要に応じて行う。

（２） いじめの早期発見〔課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）〕

① 実態把握の取組

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケートによる調査を実施するとともに教育相談を行う。

② いじめに関する通報及び相談を受けるための体制の周知

児童生徒及び保護者、地域住民のいじめに係る相談等を受け付ける体制をホームページ、リーフレットの配布等によって周知する。

③ 教員の資質能力の向上

教育委員会は、「いじめ対応マニュアル」のチェックリストの活用、スクールカウンセラーによる研修等の校内研修の実施を促す。

総合教育センターにおいては、いじめの早期発見のための教職員研修を実施するなど、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

***5 スクールソーシャルワーカー**

社会福祉士あるいは精神保健福祉士の資格を持ち、関係機関と連携して不登校・虐待・問題行動等の課題解決を図る専門家のこと。本市では、全中学校ブロックにスクールソーシャルワーカーを配置している。

(3) いじめへの対処[困難課題対応的生徒指導]

① スクールカウンセラー^{*6}等による相談体制の整備

市内全小中高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒及び保護者からの相談を受ける体制の充実を図るほか、カウンセリングマインドの育成や被害を受けた児童生徒の心のケア等に係る教職員への指導助言を行う。

② 問題解決への支援体制の整備

学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、指導主事や校長経験者等によって構成する学校問題解決支援チームを設置し、学校への指導助言等を行うほか、学校だけで解決が困難な事案等に関して、学校と協力して解決に当たる体制を構築する。

③ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

「いじめ対応マニュアル」、「学校いじめ防止基本方針」等を活用した、いじめ防止等の取組に係る点検を行い、課題の解消とともに取組の充実を図る。

(4) ソーシャルメディア^{*7}利用によるいじめへの対応

① ソーシャルメディア利用によるいじめに対処する体制の整備

ソーシャルメディアを通じたいじめについては、関係機関等と連携して実態把握に努めるとともに、事案に対応するための体制の整備に努める。また、全職員がソーシャルメディアに関する知識や事案発生時の対応について、資質の向上に努める。

② ソーシャルメディア利用によるいじめの防止と啓発活動

児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、児童生徒及び保護者が、ソーシャルメディアを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、「伊丹ネットいじめ対応マニュアル」の活用等、必要な啓発活動を行う。また、児童生徒に対しては、発達段階に応じて計画的に情報モラル教育を行う。

(各校において、年1回児童生徒への情報モラル教室等を開催)

***6 スクールカウンセラー**

臨床心理士、公認心理士の資格を持ち、児童生徒・保護者にカウンセリングを行う専門家のこと。
本市では、全小中高等学校にスクールカウンセラーを配置している。

***7 ソーシャルメディア**

インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称のこと。
(SNS、ブログなど)

(5) 連携の強化

① 学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制構築

対策審議会における協議等を通じて、学校・PTA・地域の諸団体のいじめの問題への取組に関する共通理解を図る。

さらに、伊丹市 PTA 連合会との連携を強化し、学校に対する保護者の協力体制を構築するとともに、家庭間のネットワークの構築と各家庭における取組の充実を図るための支援を行う。

② 関係機関等との連携

対策審議会における協議等を踏まえた取組について、連絡協議会において共通理解を図り、警察、福祉、医療等の関係機関等と連携した取組を行う。教育委員会及び学校が警察との間で個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう、警察との連携協定の見直しや学校における警察との連絡窓口の指定の徹底に加え学校警察連絡協議会等の活用に努める。

③ 学校相互間・教育委員会の連携

伊丹市校園長・所長会や生徒指導担当者会等の取組を通じて、学校相互間・教育委員会の連携を図るほか、中学校ブロックごとの活動を推進し、幼稚園、小中高等学校の一貫した取組の充実を図る。

(6) 教職員が児童生徒と接する時間の確保

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に積極的に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化など、学校マネジメントの改善に資する体制の整備に係る取組を支援する。

(7) 特別な支援を要する児童生徒に対する配慮

① 障害^{*8}についての全市的な理解の促進

障害の有無に関わらず、全ての児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、障がいのある児童生徒の保護者のみならず全ての保護者に対して、関係行政機関等との連携を図りながら、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{*9}の構築及びその理解、啓発を進める。また、特別支援教育支援員の配置等による見守りと適切な支援を充実する。

*8 障害

伊丹市では、「障害」という文語表現について、障がいのある人の思いを大切にすることとあわせて、市民の理解を深めていくためには読み手側が受け入れやすい表現であることが大切であると考え、人や人の状態を表す場合等には、「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例等に基づく制度や事業等の名称などについては、「障害」および「障害者」という表記をしています。

*9 インクルーシブ教育システム

障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒とともに教育を受けるためのシステム。

② 教職員の理解の促進と、適切な指導や支援を充実するための取組

教職員が、特別な支援を要する児童生徒について、その障害の状況や特性を正しく理解し、適切な指導と支援の充実を図ることができるよう、特別支援教育コーディネーター担当者会、特別支援学級担任者会等で取組を進めるとともに、総合教育センター及び伊丹特別支援学校等において研修を実施する。

③ 相談機能の充実

特別な支援を要する児童生徒について、その障害の状況や二次的な問題に係る教職員や保護者からの相談への対応のため、巡回相談や総合教育センター、伊丹特別支援学校における相談機能の充実を図るとともに、その活用を促進する。

(8) 学校及び教員の評価

① 学校評価^{*10}の留意点

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導及び助言を行う。

② 教員評価の留意点

教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止やいじめの早期発見の取組、いじめを認知した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、各学校における教員評価への適切な指導及び助言を行う。

***10 学校評価**

①各学校の教職員が行う自己評価、②保護者、地域住民等の学校関係者等が①の結果について行う評価、③学校運営に関する外部の専門家が①と②の実施状況をふまえて行う評価、の3つを指す。

(9) その他の措置

いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条及び伊丹市立小中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則第8条の2に基づき関係児童生徒の保護者に当該児童生徒の出席停止を命ずる等、必要に応じて措置を講じる。

3 学校及び就学前施設が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自校の実態に応じ、いじめ防止等のための対策を効果的に進めるために、国の基本方針を参考にして、自校の課題を洗い出し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を定めた基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。

① 手続き

いじめの防止等に係る学校の取組を円滑に進めるため、学校基本方針の策定に当たっては、方針を検討する段階から教職員はもとより児童生徒とその保護者や地域の関係者の参画を図る。

② 内容

学校いじめ防止基本方針の内容については、以下のとおりとする。

- ア 学校のいじめに対する教育方針等
- イ いじめ防止等のための基本方針策定の理由
- ウ 基本方針策定の法的根拠
- エ いじめ防止等の取組の基本的な方向
- オ 学校の行う教育への生徒指導の位置づけ
- カ 教職員の生徒指導体制
- キ 学校、家庭、地域の連携
- ク 児童会（生徒会）等による主体的な活動
- ケ いじめ防止等の指導体制・組織的対応等
- コ いじめの未然防止
- サ いじめの早期発見
- シ いじめへの対処
- ス 重大事態への対応
- セ 年間計画
- ソ 基本方針に係るPDCAサイクル^{*11}
- タ その他学校長が必要と認める事項

*11 PDCA サイクル

業務遂行に際し、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)にもとづいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組みのこと。

③ 取扱

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページや学校便り等を通じて、保護者及び地域住民へ積極的に公開する。

また、毎年、校内いじめ問題対策委員会が、PTA や地域住民の方の参画や児童生徒の意見を聴取する等して実態に応じた内容の検討を行い、必要に応じて改訂する。

(2) いじめ防止等のための組織の設置

各学校は、法第 22 条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等のための組織（以下「学校組織」という。）を設置する。

① 構成員

学校組織の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他のいじめ問題に関する措置を実効的に行うために必要な関係者により構成する。

② 役割

学校組織の所掌事項は、

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核

イ いじめの相談、通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

エ 学校基本方針の内容の検討及びいじめ防止等についての PDCA サイクルによる検証と改善

オ 校内研修の企画及び運営

カ 保護者及び地域から情報収集、保護者や地域への情報提供後に共有

キ 法第 28 条に定められた重大事態の調査及び教育委員会への報告などである。

(3) 教職員研修

① 意義

いじめの防止等に向け、一人ひとりが大事にされる学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために校内研修の場を有効に活用し、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた教職員の意識の方向性を整える必要がある。

また、法の理解を深めるとともに、いじめを受けているが相談できずにいる児童生徒のささいな変化等に気づき適切に対応するための感性や資質能力の向上を図る。

② 内容

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する学校の取組方針や計画、個別の事例研究等により教職員の共通理解を図る。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学識経験者、特別支援教育関係者、医師、弁護士等の専門家による研修会を行い、資質向上を図る。

③ 実施上の留意事項

実施上の留意事項は、以下のとおりである。

ア 児童生徒に関わる全ての教職員対象に年1回以上行うこと。

イ 教職員の異動等により形骸化しないよう、年間計画に位置づけて実施すること。

ウ 校内でのOJT^{*12}により、教職員が相互に学び合い、同僚性が高まるよう配慮すること。

エ 就学前施設においても、学校に準じて園内研修を行うことが望ましい。

(4) いじめ防止等につながる就学前教育・保育の取組

① 意義

いじめの防止のためには、児童生徒が、乳幼児期に周りの人に愛されて育つことが重要である。そして、一人ひとりの子どもが周りの大人や友だちとの温かいふれあいの中で十分に遊ぶなど、自己を十分に発揮して伸び伸びと行動することを通して充実感や満足感を味わえるようにすることが大切である。さらに、友だちと喜びや悲しみを共感し合ったり、葛藤体験を通して他者の存在に気づいたりといった自己の形成にかかわる体験が重要である。

② 取組

就学前施設においては、乳幼児期の子どもが、遊びという乳幼児期特有の学習形態の中で、友だちと十分関わる時間が保障され自我を育てるために必要な経験を積み重ねていけるように子どもの個性や発達に応じた教育を展開する。

特に、将来にわたって、他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育てるとともに、社会生活における望ましい習慣や態度を身につけさせ人と関わる基礎を築く時期であることに留意する。

そのため、絵本や物語などに親しみ、教職員や友だちと心を通わせるような読み聞かせ等の取組により、経験したことや考えたことなどを自分なりの方法で表現し、相手の気持ちや話を聴こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感性や言葉で表現する力を養うことが重要である。

*12 OJT (On-The-Job Training)

仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。

(5) 校種間の連携と接続^{*13}

① 就学前施設と小学校の連携と接続

児童理解の深化と幼児期に見られる様々な発達上の学びの芽生えを教職員が取り出し、伸ばすため、幼児期と児童期の架け橋期^{*14}としての連携と接続を充実させる必要がある。そのため、幼児児童への指導にあたっては、「伊丹市架け橋期のカリキュラム」の活用等、積極的に就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

② 小学校と中学校の連携と接続

小学校と中学校の指導体制等の相違を児童生徒が乗り越え、よりよい発達を支援するため、小学校と中学校の間に個々の児童生徒に関する情報をきめ細かく伝達するとともに、教育活動等についても相互に研究を充実させ、円滑な接続を図る必要がある。加えて、児童生徒の実態や地域の実情を共有しやすい、中学校区単位での研修会の実施を促進する。

(6) いじめの防止[発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）]

① 意義

学校の取組におけるいじめの防止の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

そのためには、教職員による見守りや適切な指導を行うことに加え、全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

そのような取組を通して、全ての児童生徒にとって居場所となる、温かい学級集団や学校の実現を目指すことが求められる。

*13 連携と接続

連携とは、校種間での情報共有、授業等を通して交流すること。

接続とは、校種間をカリキュラムによりつなぐこと。

*14 架け橋期

5歳児から小学校1年生までの2年間

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道徳の授業が大きな力を発揮することから、年に1回以上、「いじめ」について取り扱う授業を行う。

「いじめは許されない」という規範意識のみならず、相手を思いやる心や感謝の気持ちを育てるために、道徳科の授業では、教科書に加えて、児童生徒の実態に合わせて、「兵庫版道徳教育副読本」「伊丹っ子ルールブック」の他、多様な人の体験談等を活用するなど、児童生徒の発達段階に応じ、教材の内容を十分検討した上で授業を行う。その際、教師主導の説明や説諭にとどめることなく、教師・生徒間、生徒・生徒間といった双方向の議論を深めることを意識し、児童生徒が当事者意識をもつことができるように心がける。

③ 人権教育の充実

いじめは、「いじめを受けた児童生徒の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを児童生徒に理解させることが大切であり、全ての教育活動を通して人権尊重を基盤とした学校づくり、学級づくりに取り組む必要がある。

多様な人間関係や多様な性についても考えさせたり、他者理解の視点を育むため、児童生徒間でお互いの長所を認め合うことや、短所をリフレーミング^{*15}したりすること等を通じて、お互いの価値観を認め合える仲間づくりに取り組む必要がある。また、児童生徒がいじめを受けた時の対処法を知ることや、目撃した際の望ましい行動を学ぶことも効果的である。

そのため、教職員の人権感覚を育成し、体罰の防止や様々な課題に対する理解を深めるための研修の機会を積極的に設けていく。

④ わかる授業づくり

全ての児童生徒が参加し活躍できる授業を工夫し、わかる授業づくりの取組により、児童生徒にとって学級が本当の居場所となり、学校に行くのが楽しいと思えるようにすることが重要である。また、「学級活動」や「児童・生徒会活動」といった「特別活動」の時間に、いじめについて考えたり、話し合ったりする時間をとることも、未然防止には効果的である。

わかる授業の実現によって、児童生徒が異なる価値観を認め合い、援助的な人間関係の育成を図ることができるようになり、自尊感情の醸成にもつながることを認識する。

特に、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることが多く、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていくことが必要である。またいじめはその態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する可能性があることを、児童生徒の発達段階に応じて教えることも必要である。

*15 リフレーミング 物事を別の枠組みや角度から見直すこと

⑤ ことばを大切にすることの教育の推進

いじめの原因として、児童生徒のコミュニケーション能力不足が指摘されることも多い。そのため、児童生徒間において対話の場面や他者理解の場を多く設定したり、問題解決時に児童生徒間の対話による解決に導いたりすることで、お互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションできる力を育てる必要がある。伊丹市においては、これまでも、「ことばと読書を大切にすることの教育」を目指し小学校における読書教育の充実等に取り組んできた。今後も、適切な言葉で豊かな心情を表現する児童生徒の育成をととして、お互いを尊重し合えるいじめの起きにくい学級や学校づくりの充実を図る。

⑥ 自己肯定感の醸成

ねたみや嫉妬など心の内面に弱さをもつと同時に、強さや気高さを併せ持つことを自覚させた上で、全ての児童生徒が認められている、満たされているという思いを持つことが重要である。

自己肯定感は、授業や学校行事、児童会、生徒会活動等を通して、粘り強く最後まで取り組んだ達成感や所属する集団への帰属意識^{*16}、周囲の人への感謝の気持ちなどを育むことにより醸成されることから、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感^{*17}が高められるよう努める。具体例として、教員から児童生徒への日々の温かな声掛けや、児童生徒間で相互に感謝や賞賛を伝え合う活動、異学年交流などが考えられる。

その際に、家庭や地域の協力、又は地域の行事の場における取組によって、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫すること、また、社会性や自尊感情は、発達段階に応じて身につけていくものであることを踏まえ、幼稚園、保育所園、認定こども園、小・中・高等・特別支援学校間で適切に連携した取組を実施することが有効である。

*16 帰属意識

ある特定の集団に対して一体感をもつかどうか、またその集団の一員であるという意識をもつこと。

*17 自己有用感

他者の存在を前提として自分の存在価値を感じることで、誰かの役に立てたという成就感（物事を成し遂げた時の充実した感覚を意味する表現）や誰かから必要とされているという満足感のこと。

「他人の役に立った」「他人に喜んでもらえた」等、相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」等の語とは異なる。

*18 自己指導能力

自己をありのままに認めること（自己受容）、自己に対する洞察を深めること（自己理解）を基盤に、自らの追求しつつある目標を確立、明確化するとともに、目標達成に向けて自発的、自立的に自らの行動を決断実践すること。（自己受容→自己理解→自己決定）

いじめを生まないためには、教育課程の内外において一人ひとりの児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒が自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、学校のエ育活動全体を通じ、開発的・予防的な生徒指導を推進する必要がある。

特に、いじめは絶対に許されることではないという人間関係上のルールを徹底するためにも、積極的に児童生徒の規範意識を育てる必要がある。

規範意識の醸成に当たっては、校内規律や授業規律を守らせるために、児童生徒が自ら規律の必要性について児童会・生徒会活動等を通じて考える機会を設けるなどして、自律的な集団の育成に努める。その際、全校に関わる問題は、学級での話し合いを行うなど、より広く意見を求め、児童生徒が当事者意識をもって学校生活を送ることができるように留意する。

また、校内規律や授業規律を守らせるための指導に当たっては、一部の教職員で行うことなく、全校的な体制で臨む。なお、保健体育科の授業等を通じて、ストレスへの対処の方法等を身につけさせることにも留意する。

さらに、児童生徒の規範意識が、家庭における生活習慣の確立や地域の見守り体制と密接に関わっていることから、積極的な家庭や地域への働きかけが重要である。

⑦ 部活動における指導の充実

中学校、高等学校における部活動の意義は大きく、仲間と力を合わせて取り組むことを通して豊かな人間力や自尊感情の育成に大きく寄与している。

一方、勝つことのみに主眼が置かれることにより、個々の技術の差による優越感や劣等感を生み出したり、同級生同士や先輩後輩の関係の中でいじめが起こったりする可能性があり、行きすぎた勝利至上主義に陥らないよう留意する。

部活動の顧問が細やかに状況を把握するとともに、担任等との緊密な連携を図り、部活動内での人間関係によるストレスをためている生徒がいることに留意した指導を心がけていく必要がある。

また、部活動参観や部活動保護者会等を定期的で開催し、保護者・地域に開かれた部活動づくりを目指していくとともに、日常的にミーティング等を開催して生徒同士で意見交流や意思決定を行うなど、生徒主体の活動を行う必要がある。

(7) いじめの早期発見[課題予防的な生徒指導(課題早期発見対応)]

① 意義

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所(インターネット上を含む)で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

また、日頃からの児童生徒の見守りや声かけを行うなど信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴言や無視といった物理的行為を伴わないいじめの発見やその後の対処が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、対象児童生徒からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

また、「いじめ防止学校基本方針」を生徒・保護者・地域に周知するなど、学校が行ういじめ防止に関する取組を家庭・地域と共有し、ともに未然防止に向けた取組を進めていくことが大切である。

② 児童生徒理解

児童生徒理解は、一人ひとりの児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが第一歩であり、日ごろから児童生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢が大切である。

そのため、学級担任等の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接に加えて、学年の教職員、教科担任、部活動顧問などによるものも含めて、広い視野から児童生徒理解を行うことが重要である。

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談に加え、児童生徒が希望する教職員との教育相談を実施する等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。

③ 信頼関係の構築

児童生徒理解やいじめへの対応をはじめとする生徒指導等を効果的に行うにあたっては、児童生徒や保護者、地域関係者との信頼関係は不可欠である。

そのため、教職員は、日常的に教育活動に誠実に取り組み、積極的に自己研鑽につとめ、わかる授業の実践等の地道な取組を行い、それらの取組や成果を家庭や地域に伝えることが大切である。

④ 相談機能の充実

児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検することや保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。

なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

また、実態把握の手法としては、定期的なアンケートや教育相談以外にも、休

み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われているものを活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携により、児童生徒及び保護者の悩み等に適切に対応する。なお、これらにより得られたいじめに関する情報については学校の教職員全体で共有し、対象児童生徒を守る体制整備を行い再発防止に努めるとともに、児童生徒及びその保護者と面談等を行うことにより、心身の苦痛を感じていないか確認する。

⑤ 家庭や地域との連携

「伊丹市教育ビジョン第3期実施計画策定に係るアンケート調査（平成25年2月実施）」によると、「いじめの防止についてもっとも必要なことは何だと思われますか」との質問に対しては、「家庭でのしつけ」が34.0%と最も高い結果となっている。

「親子のコミュニケーション」「子どもの異変に気づく」といった意見もあげられており、家族会議の実施等、家庭での親子のつながりや気づきがいじめの防止に繋がると考えている保護者は多い。

さらに、学校外でのいじめの発見には、コミュニティ・スクール^{*19}をはじめ、学校と民生委員・児童委員、少年補導委員、スポーツ団体等の、学校や子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域とのネットワークづくりを行う必要がある。

日頃から学校を外に向けて積極的に開き、学校外での児童生徒の行動等について、気になることがあればすぐに学校に連絡が入るよう日頃から顔の見える関係を家庭や地域とつくることが重要である。併せて、地域の人が様々な形で、学校に入れるシステム作りの推進も必要である。

⑥ 校外相談機関との連携

学校外の相談機関（伊丹警察署生活安全課少年係、阪神北少年サポートセンター、伊丹市教育委員会事務局学校教育課、伊丹市立少年愛護センター、川西こども家庭センター、伊丹市こども福祉課等）の機能や利用の仕方を児童生徒や保護者及び地域に周知し、必要に応じて活用するよう啓発する。さらに各相談機関等と連携を図り、各学校での指導の充実を図る。

*19 コミュニティ・スクール

学校、保護者や地域住民が情報を共有し、学校の課題解決に向けて協働して取り組むため、協議の場として「学校運営協議会」を設置している学校のこと。

(8) いじめへの対処[困難課題対応的生徒指導]

① 意義

発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、情報の共有を図り速やかに組織的に対応する。対象児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会を始めとする関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② 実態把握

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、対象児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。当該組織は、対象児童生徒及びその保護者の意向も考慮した上で、指導方針を決定し、組織的対応を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに対象・関係児童生徒の保護者に連絡する。

重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校は、児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、援助を求めなければならない。また、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

③ 対象児童生徒と保護者への支援

対象児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、「いじめられている児童生徒にも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

対象児童生徒やその保護者に対しては、傷ついた心のケアを行うとともに、ニーズを確認し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、その日のうちに、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。あわせて、対象児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、対象児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。対象児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室において指導することとしたり、必要に応じて出席停止制度

を活用したりするなど、対象児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、対象児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。

また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供し、指導方針について対象児童生徒とその保護者の理解を得る。

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

加えて、事実関係を聴取したら、迅速に関係児童生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

④ いじめを行った児童生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するなど成長支援を行うとともに、いじめを行った児童生徒の保護者にも協力を要請し、いじめを行った児童生徒が自分の行った行為を振り返り、対象児童生徒との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指した働きかけを行う。いじめを行った児童生徒がいじめの背景にさまざまな問題を抱えている場合があり、特別な配慮を必要とする場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用して適切な支援を実施する。なお、児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじ

めを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ 周囲の児童生徒への指導

いじめはいじめる側といじめられる側という二者だけで生じるものではない。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立つ。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が生まれるかどうかのポイントになる。このことから、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

また、いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導するとともに、いじめに関する報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合う機会をもち、自らの問題として意識させる。

⑥ いじめの解消と継続した指導の必要性

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

対象児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、対象・関係児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消されたと見られる場合においても、卒業までは引き続き観察を行い、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(9) 特別な支援を要する児童生徒への配慮

① 意義

特別支援教育の基本的な理念は、「障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う」ことである。学校全体で特別支援教育を推進することにより、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業づくり、安心・安全な居場所づくりを進めることができる。また、個々の児童生徒の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うことにより、いじめ等を未然に防止する効果が期待される。

② 障害についての教職員の理解の促進と、適切な指導と支援の充実

特別な支援を要する児童生徒に対する支援の必要な状況は、学習面、コミュニケーション面、運動面、対人関係、社会性など、多岐にわたっており、その背景となる発達の課題も様々である。各校においては、巡回相談等を活用しながら、校内研修や校内委員会、ケース会議等を実施し、教職員が、特別な支援を要する児童生徒について、その障害の状況や特性を正しく理解し、適切な指導と支援の充実を図ることができるようにする。

③ 周囲の児童生徒の理解の促進

いじめ防止の観点で特別な支援を要する児童生徒への配慮を考えるには、周囲の児童生徒の理解の促進が欠かせない。特別な支援を要する児童生徒のことを決して特別扱いするのではなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの多様なあり方を相互に認め合える社会の実現に向けて、周囲の児童生徒の理解促進に取り組む。

④ 学校や地域における見守り体制づくり

特別な支援を要する児童生徒への配慮を行うためには、校内の教職員の情報共有と連携、そして家庭との連携が不可欠である。学校と家庭、そして地域が連携し、「見守り体制」を構築することにより、いじめが起りにくい状況を築く。

(10) ソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

① 意義

ソーシャルメディア利用によるいじめについては、特に周囲の人には見えにくいところで行われることや、その被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があることに留意して取り組む必要がある。また、インターネットは匿名で様々な行為をすることが可能なため、子どもたちはリアルな生活では行わないような、好ましくない行為や場合によっては法に触れる行為を行ってしまうことがあることにも留意する必要がある。

② いじめの防止[発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）]

パスワード付きサイトやソーシャルメディア等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う必要がある。

③ いじめの早期発見[課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）]

ソーシャルメディアを介したいじめは、閉ざされた人間関係の中で起きることが多い。そのため、教職員は、児童生徒のささいな人間関係や生活、心情の変化を捉えるため、アンテナを高く掲げる必要がある。さらに、関係機関等との連携や保護者や地域の啓発を日ごろから心がけることが重要である。

④ いじめへの対処[困難課題対応的生徒指導]

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、神戸地方法務局伊丹支部の協力を求める。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに伊丹警察署に通報し、適切な援助を求める。

IV 重大事態への対処

1 重大事態とは何か

重大事態とは、次のア及びイをいう。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が、その児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 心身に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

などのケースが想定される。

イの「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、年間 30 日の欠席日数にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

なお、報告・調査等については、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(令和 6 年 8 月改訂文部科学省)に基づき調査を行う。

2 いじめ重大事態に対する平時からの備え

(1) 学校における平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要(改訂版)」を理解することが必要である。学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

(2) 教育委員会における平時からの備え

教育委員会においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

3 教育委員会または学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生し、それを認知した場合、直ちに教育委員会及び市長に事態発生について報告する。

(2) 調査主体の決定

法律上、重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うものとされており、学校設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行う。

従前の経緯や事案の特性、対象被害児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

学校主体となる場合も法第28条第3項に基づき、学校の設置者は、学校に対して必要な指導及び人的配置などの適切な支援を行う。

なお不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置づけており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

ただし、従来 of 経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の設置者が主体となり調査を行う。

(3) 調査組織の種類

① 教育委員会方式

教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。

② 第三者委員会方式

すべての調査員が第三者で構成された調査組織

③ 学校いじめ対策組織方式

各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 調査を始める前に対象児童生徒及びその保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、２段階に分けて行うことが望ましい。関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

② 対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合

対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合、対象児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、対象児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、対象児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、関係児童生徒への指導を行い、いじめ行為を即時に止める。

対象児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、対象児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習の支援等を実施することが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関等ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

③ 対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査に

について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月 1 日児童等の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。在籍児童生徒及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在籍児童生徒へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

詳しい調査を行うにあたり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。

調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実による影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。

学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫し

た情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

（５）その他の留意事項

この調査によって行われる、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

法第 28 条の調査を実りあるものにするためには、教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会又は学校は、対策審議会及び調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

なお、学校の実情及び、児童生徒の発達段階に応じた自殺予防教育を進めることが望まれる。例えば、「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成 26 年 7 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）及び、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成 21 年 3 月文部科学省）等を参考とするものとする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

4 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、対象児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、対象児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、対象児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容や方法、時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

対象児童生徒又はその保護者が希望する場合には、対象児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

(3) 調査報告書の公表

調査報告書の公表については、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について（公表ガイドライン）」に基づき行う。

5 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査の趣旨及び調査主体について

4（2）の重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査委員会により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。

(2) 伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会（再掲）

① 設置

4（2）の調査結果について調査が必要であると認めるとき、法第30条第2項の規定に基づき、市長は調査委員会を設置する。

② 構成員

弁護士や臨床心理士のほか、教育や人権等の専門家その他のいじめに関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、調査の公平性・中立性が図られると認める者で構成する。

③ 機能

調査委員会は、市長の諮問に応じて、4（2）の調査結果の妥当性等の調査を行った上で、意見を述べるものとする。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会又は学校等による調査同様、調査委員会は、対象児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任に基づき、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や学校問題解決支援チーム等の派遣による重点的な支援、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の派遣等、必要に応じて学校の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定する。ただし、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

V その他 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

伊丹市は、伊丹市基本方針の内容について、対策審議会において、毎年、見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

教育委員会は、伊丹市立学校における学校基本方針や学校組織について、それぞれ策定及び設置状況を把握し、その結果について公表する。

付 則

本方針は、平成26年4月 1日から施行する。

本方針は、平成27年5月29日から施行する。

本方針は、平成28年5月30日から施行する。

本方針は、平成29年7月10日から施行する。

本方針は、平成30年9月 3日から施行する。

本方針は、令和 元年7月16日から施行する。

本方針は、令和 2年7月11日から施行する。

本方針は、令和 3年7月19日から施行する。

本方針は、令和 4年7月13日から施行する。

本方針は、令和 6年3月25日から施行する。

本方針は、令和 7年8月29日から施行する。